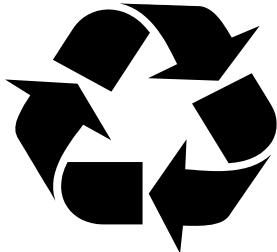


草津市のごみ状況

(令和5年度版)



循環型社会を作るために
3R(スリーアール)の取組を進めましょう！

Reduce (リデュース) / 発生抑制

物を大切に使おう。ごみを減らそう。

Reuse (リユース) / 再使用

繰り返し使おう。

Recycle (リサイクル) / 再生利用

再び資源として利用しよう。

草津市 環境経済部 資源循環推進課

目次

1. 草津市のごみ処理の経緯・・・P 2～
2. 草津市の廃棄物行政組織・・・P 4
3. 草津市のごみ処理の推移・・・P 5
4. ごみ減量・排出抑制事業対策・・・P 6～
5. 指定ごみ袋、処理料金等・・・P 7～
6. 環境美化推進対策・・・P 9
7. ごみ処理予算・・・P 10
8. ごみ処理施設・・・P 10
9. ごみ問題を考える草津市民会議・・・P 10
10. ごみ減量・リサイクル実績・・・P 11～

1 草津市のごみ処理の経緯

年	概 要
昭和35年	ため池を利用した埋立てを開始。
昭和40年 ～昭和47年	一部事務組合がコンポスト方式により生ごみ処理を実施。
昭和48年	プラスチックごみの分別収集を開始。重油還元方式によるプラスチックごみの処理を実施。
昭和51年	清掃工場（クリーンセンター）建設計画の具体化に伴い、プラスチック溶融固化法の有効性に着目し、溶融固化方式により、プラスチックごみを成型品（植木鉢、プランター、広幅板）に再生。
昭和52年	清掃工場各施設の稼動に伴い、ごみの5種類分別収集を開始し、ごみの減量と再資源化についての本格的な取り組みを開始。
昭和57年	週1回30品の予約収集制による粗大ごみの特別収集を開始。
昭和60年	市内の公共施設に回収ボックスを設置し、乾電池の拠点回収を開始。
平成2年	市民、行政、事業者が協力して、ごみの減量、リサイクルの推進を図るため、「ごみ問題を考える草津市民会議」が発足。現在に至るまで、ごみの減量化と再資源化の推進に取り組んでいる。
平成5年	焼却炉改修工事および破碎ごみ処理施設の整備に着手。
平成8年	・破碎ごみ処理施設完成。 ・市内全域で予約制による月2回の粗大ごみの定期戸別収集を開始。
平成9年	・焼却炉改修工事完成。1日の処理能力が90tから150tに向上。 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）の趣旨に基づき、ペットボトルの分別収集を実施。
平成13年	・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴い、製造業者による再商品化等が行われる特定家庭用機器であるテレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを従来の粗大ごみの対象から除外。 ・蛍光管をより安全に処理するため、市役所と各市民センター（現 地域まちづくりセンター）に回収ボックスを設置し、拠点回収を開始。 ・ごみの分別徹底を図る目的から、普通ごみ類ごみ袋を従来の紙袋から半透明のポリエチレン袋へ変更。
平成15年	・ペットボトルの処理について、安定した資源化処理ルート確保のため、容器包装リサイクル法に基づく指定法人の（公財）日本容器包装リサイクル協会に委託。 ・資源の有効な利用の促進に関する法律に定められている指定再資源化製品であるパソコンについては、製造業者等が自主回収・再資源化することになったため、粗大ごみ・小型破碎ごみの対象から除外。
平成16年	大阪、京都のベッドタウン化や大学の誘致による人口の増加に伴い、ごみ量の増加がみられるため、資源回収奨励金交付事業、生ごみ処理容器購入費補助事業を充実するなど、ごみの減量対策を進める。
平成17年	資源化率の向上を図るために容器包装リサイクル法の対象となる「その他プラスチック」を圧縮・梱包し、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引渡し、広域での資源化を開始。このことにより、昭和51年以来続けていたプラスチックの溶解固化による再生は終了。
平成21年	・ごみの不法投棄対策の強化を図るため、市の専従職員が不法投棄多発箇所を中心に、市内を巡回する「安全安心パトロール」を実施し、不法投棄の防止および

	<p>地域の環境の保全に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底したごみ分別を行うとともに、更なる資源化の推進を図ることを目的に、ごみ集積所を巡回し啓発指導を行う。
平成22年	クリーンセンターの老朽化による施設の更新計画に伴い、新施設の稼動等による周辺環境への影響を調査するため、環境影響評価に着手。
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・更なるごみの資源化、減量化の推進を図るため、①古紙類の分別区分を設定、②プラスチックごみは、容器包装リサイクル法対象物のみへと変更等、ごみの分別区分を10種類から11種類にする。 ・ごみ袋の配付方法を引換券制へと変更。
平成25年	平成22年から継続して実施してきた、(新)クリーンセンターの更新計画に伴う環境影響評価の結果について取りまとめた環境影響評価書を公表。
平成26年	クリーンセンター更新整備事業の設計・施工業者を決定。
平成27年	クリーンセンター更新整備事業の工事着手。
平成28年	ごみ分別アプリ配信開始(無料)。
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンター竣工・稼働。 ・クリーンセンター内啓発スペースにくさつエコスタイルプラザを新設。
令和2年	草津市処分場適正閉鎖。
令和3年	クリーンセンターへのごみ直接持込の事前申請制度導入。
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリのリニューアル。
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルの処理について、従来の容器包装リサイクル協会ルートから、二酸化炭素の排出量が少ない水平リサイクルルートへ変更。 ・ごみの排出量に応じた負担の公平化、ごみの排出抑制や再生利用を目的に、焼却ごみ袋の取扱いを変更。 ・古紙類の収集日を統合。(3種別ごとに月1回から同一日として月2回へ変更。)

2 草津市の廃棄物行政組織（令和5年4月1日現在）

環境経済部	資源循環推進課 (クリーンセンター) (20名) (内9名 会計年度任用職員) (内1名 再任用職員)	○一般廃棄物の処理に関する事。 ○一般廃棄物に係る減量、資源化および啓発に関する事。 ○一般廃棄物処理業監督に関する事。 ○一般廃棄物処理計画に関する事。 ○ごみ集積所に関する事。 ○不法投棄対策に関する事。 ○災害廃棄物に関する事。 ○公衆便所に関する事。 ○湖南広域行政組合との連絡調整に関する事（環境衛生センターに関する事務に限る。）。 ○最終処分場の整備に関する事。 ○市指定ごみ袋に関する事。 ○一般廃棄物処理施設に関する事（くさつエコストイルプラザの運営に関する事は除く。）。 ○クリーンセンターの管理運営に関する事。
	環境政策課 (14名) (内7名 会計年度任用職員)	○くさつエコストイルプラザの運営に関する事。 ○市指定ごみ袋およびボランティア清掃用ごみ袋の本庁窓口での配布に関する事。 ○小動物の死骸に関する事。

3 草津市のごみ処理の推移

(1) ごみ処理量

(単位: t)

年 度	焼却ごみ (普通ごみ)	プラスチック製 容器 (プラスチック)	ペットボトル	空き缶	飲・食料用 ガラスびん (びん)	その他	粗大ごみ	古紙	合 計
平成 24 年度	33,469	1,187	280	254	850	775	318	1,363	38,496
平成 25 年度	33,908	1,121	280	243	849	722	342	1,330	38,795
平成 26 年度	33,420	1,071	270	229	837	749	343	1,291	38,210
平成 27 年度	32,998	1,034	267	229	830	856	352	1,307	37,873
平成 28 年度	32,640	993	272	227	799	793	362	1,256	37,342
平成 29 年度	33,049	996	272	224	777	834	396	1,154	37,702
平成 30 年度	33,456	990	293	231	712	1,038	791	1,116	38,628
令和元年度	33,608	1,005	301	232	686	1,086	1,123	1,087	39,128
令和2年度	32,706	1,047	313	253	737	1,218	1,244	1,226	38,744
令和3年度	32,896	1,037	329	248	717	1,062	1,078	1,253	38,620
令和4年度	32,829	1,015	339	238	694	895	939	1,233	38,182

※「その他」は、破碎(小型破碎)、陶器・ガラス(不燃物)、乾電池、蛍光管の4種類

(2) 1人および1世帯あたりの1日のごみ量

年 度	年間ごみ量 (t)	人口 (人)	1人・1日 あたり(g)	世帯数 (世帯)	1世帯・1日 あたり(g)	年間ごみ処理費 (千円)
平成 24 年度	38,496	125,611	840	52,217	2,020	1,108,342
平成 25 年度	38,795	126,853	838	53,170	2,000	1,052,212
平成 26 年度	38,210	128,603	814	54,233	1,930	1,073,237
平成 27 年度	37,873	130,048	796	54,990	1,882	1,107,238
平成 28 年度	37,342	131,258	779	56,033	1,826	1,153,436
平成 29 年度	37,702	132,588	779	57,121	1,808	988,617
平成 30 年度	38,628	133,667	792	58,200	1,818	1,165,847
令和元年度	39,128	134,658	794	59,234	1,805	1,180,905
令和2年度	38,744	135,839	781	60,315	1,760	1,184,717
令和3年度	38,620	137,266	771	61,426	1,723	1,188,694
令和4年度	38,182	138,139	757	62,473	1,674	1,197,485

※人口は各年10月1日現在の行政区域内人口

※年間ごみ処理費は、投資的経費、人件費を除く。

4 ごみ減量・排出抑制事業対策

(1) ごみの11種類分別の実施

焼却ごみ類、古紙類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類、乾電池、蛍光管、粗大ごみに分別し、回収することにより、ごみの減量と資源の有効利用に努めています。また、分別の啓発として、「ごみ分別ブック」や「雑誌・雑紙分別辞典」の発行、「ごみ分別アプリ」の運用等を行っています。

(2) 指定袋制の実施

焼却ごみ類、プラスチック製容器類、ペットボトル類について、市指定のごみ袋を使用し、分別の徹底と排出抑制を図っています。

(3) 資源回収活動への支援

紙類や古着は、資源として再利用できることから、資源回収活動を行う町内会等の各種市民団体に対し、家庭から排出される段ボール、新聞紙、雑誌等の紙類および古着、布切れ等の繊維類および小規模事業者が排出する紙類を対象として奨励金を交付する。

(4) 生ごみ処理容器購入者への補助

生ごみは、堆肥化することにより、有効な土壌改良剤になり、ごみの減量にもつながることから、生ごみ処理容器購入者へ補助金を交付しています。

(5) 段ボールコンポストの実践普及啓発

家庭から出る生ごみの堆肥化によるごみ減量を促進するため、家庭で手軽に取り組める段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化を推進するにあたり、段ボールコンポストの普及拡大と指導者の育成に取り組んでいます。

(6) 事業所へのごみの分別、減量指導

事業系ごみの減量化、資源化を目指し、前年度に月平均2トン以上の一般廃棄物を市の処理施設に搬入された事業所を対象に、一般廃棄物減量計画の作成と減量への取組の指導を行っています。

(7) 粗大ごみの有効活用

粗大ごみは、できる限り下取りに出すか、フリーマーケットやリユースショップの活用などリユースに努めるよう呼びかけるとともに、粗大ごみとして排出されたもののうち、再利用できるものについては、官公庁ネットオークションに出品しています。

(8) 持込事前申請制度

クリーンセンターへのごみの直接持込量を一定量に抑えるため、事前申請を必要とする制度により、排出抑制や安全で安定的なごみ処理を図っています。

(9) 転入者窓口指導

転入者には、転入手続時に「ごみ分別ブック」等を配付し、分別の啓発を行います。

(10) 買い物袋持参運動の展開

レジ袋の使用自粛をPRし、プラスチックごみの減量を呼びかけるため、関係団体等とともに買い物袋持参運動を推進しています。

(11) 簡易包装の推進

包装資材がごみの増加原因の一つとなっていることから、販売店に対し簡易包装の推進を呼びかけます。

(12) 食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄される、いわゆる食品ロスの削減に向けて、啓発を行います。

(13) クリーンセンターにおける啓発等

ごみの処理および分別・減量に関心を持ってもらうため、くさつエコスタイルプラザを拠点

に3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：資源化）の推進等に関連する啓発や講座等を実施するとともに、クリーンセンターの見学を積極的に受け入れる。

（14）ごみ問題を考える草津市民会議との連携

ごみ問題を考える草津市民会議との連携を強化し、市民・事業者・行政が一体となり、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組んでいます。

5 指定ごみ袋、処理料金等

（1）指定ごみ袋

〔令和5年9月30日まで〕

①焼却ごみ類用ごみ袋の規格

（容量） 40ℓ

（材質） 高密度ポリエチレン（乳白色半透明）

（規格） 厚さ0.03mm、縦800mm×横510mm（ガゼット折両側計150mmを含む）

②プラスチック製容器類用、ペットボトル類用ごみ袋の規格

（容量） 60ℓ

（材質） 低密度ポリエチレン（無色透明）

（規格） 厚さ0.03mm、縦950mm×横700mm（ガゼット折両側計250mmを含む）

③指定ごみ袋引換券の配付および指定ごみ袋の販売方法

（配付方法） 町内会等を通じて配付

（配付時期） 毎年9月（1年分配付）

（指定ごみ袋引換券配付枚数） 135枚分／年（単身世帯は90枚分／年）

（指定ごみ袋引換券交換場所・指定ごみ袋販売場所）

市役所、地域まちづくりセンター、市内各小売店舗

（販売金額） 1枚110円（税込）

〔令和5年10月1日から〕

①焼却ごみ類用ごみ袋の規格

（容量） 45ℓ、30ℓ、15ℓ

（材質） 高密度ポリエチレン（乳白色半透明）

（規格） 45ℓ：厚さ0.03mm、縦800mm×横660mm（ガゼット折両側計220mmを含む）

30ℓ：厚さ0.03mm、縦700mm×横600mm（ガゼット折両側計170mmを含む）

15ℓ：厚さ0.03mm、縦580mm×横460mm（ガゼット折両側計160mmを含む）

②プラスチック製容器類用、ペットボトル類用ごみ袋の規格

（容量） 60ℓ

（材質） 低密度ポリエチレン（無色透明）

（規格） 厚さ0.03mm、縦950mm×横700mm（ガゼット折両側計250mmを含む）

③指定ごみ袋引換券の配付および指定ごみ袋の販売方法

（配付方法） 町内会等を通じて配付

（配付時期） 毎年9月（1年分配付）

(指定ごみ袋引換券配付枚数)

プラスチック製容器類用およびペットボトル類用合わせて1世帯につき40枚分／年

(指定ごみ袋引換券交換場所・指定ごみ袋販売場所)

市役所、地域まちづくりセンター、市内各小売店舗

(販売金額)

種類	容量	金額(税込)
焼却ごみ類用	45ℓ	10枚150円
	30ℓ	10枚100円
	15ℓ	10枚50円
プラスチック製容器類用	60ℓ	無料分を超過した場合、 10枚150円
ペットボトル類用	60ℓ	

※ただし、令和5年9月30日までのごみ袋は、令和5年10月1日以降も使用可能。

(2) ごみ処理手数料

区分		手数料(税込)
一般廃棄物	1回の搬入量が200kg未満のとき	110円／10kg
	1回の搬入量が200kg以上のとき	210円／10kg

(3) 粗大ごみ処理手数料

①手数料

主な品目	処分手数料(税込)
ベッド(2段ベッドは2点扱い)、スプリングマットレス、 ベビーベッド、大型の家具類等 处理が困難なもの	1,500円／点
ふとん(3枚単位)、じゅうたん、掃除機、扇風機、 ストーブ、ガスコンロ、自転車等 处理が容易なもの	800円／点

手数料は、粗大ごみ定期戸別収集の場合は、粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券購入時に支払い、クリーンセンターへの自己搬入の場合は、クリーンセンターで重量に応じた料金を支払う。

②粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券販売場所

市役所、地域まちづくりセンター、市内各小売店舗

(4) 家電4品目収集運搬手数料

(リサイクル料金は別途必要)

品目名	収集運搬手数料(税込)
冷蔵庫・冷凍庫	5,500円／台
エアコンディショナー	3,700円／台
テレビ(プラウン管式・液晶式・プラズマ式のもの)	2,100円／台
洗濯機・衣類乾燥機	3,400円／台

収集運搬手数料は、「粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券」購入時に支払います。

ただし、当該手数料は、申込者宅から指定引取場所までの収集運搬料金であり、再商品化等

料金（リサイクル料金）は含まれていないので、法律に基づく再商品化等料金（リサイクル料金）を別に支払う必要があります。

6 環境美化推進対策

(1) 不法投棄ごみ対策

市内での不法投棄が、地域の美観を損ない、環境への悪化をもたらしていることから、町内会等と行政が協力し、対策にあたっています。平成10年度から、不法投棄粗大ごみ回収業務を業者に委託し、定期的なパトロールと速やかな回収に努めています。

また、地域住民に、公共スペースの不法投棄監視活動をしていただいております。

平成21年度からは、市の専従パトロール員が、市内の道路や河川をはじめとする公共スペースを中心に巡回するパトロールを実施し、不法投棄の防止および地域の環境の保全に努めています。

○主な事業

(啓発・点検) 地域住民による不法投棄監視活動、市専従職員によるパトロールの実施

(啓発) 不法投棄防止看板設置

(その他) 南部環境事務所管内に地域ごみ対策会議を設置（県組織）

不法投棄物回収の実施

(2) 散在性ごみ対策

市内散在性ごみ一斉清掃や、平成12年4月1日に施行された「草津市ポイ捨て防止に関する条例」において設定した市民行動の日において、ごみ問題を考える草津市民会議とともに、清掃および啓発活動を行うなど、散在性ごみの発生防止に向けた取組を推進しています。

○主な事業

(啓発) 市内散在性ごみ一斉清掃、ポイ捨て防止市民行動の日など

(その他) ボランティア清掃活動支援など

(3) ごみ集積所整備事業に対する補助

平成8年度から、町内会が維持管理するごみ集積所を一定の基準により改修または新設した場合、実施する町内会に対し補助を行うものです。

年 度	町内会数	補助件数	補助金額
平成24年度	11町内会	23箇所	1,088,757円
平成25年度	15町内会	16箇所	768,250円
平成26年度	8町内会	10箇所	469,000円
平成27年度	12町内会	16箇所	701,422円
平成28年度	15町内会	21箇所	976,486円
平成29年度	9町内会	14箇所	557,800円
平成30年度	23町内会	26箇所	1,644,847円
令和元年度	15町内会	16箇所	1,222,500円
令和2年度	9町内会	15箇所	1,232,487円
令和3年度	15町内会	36箇所	2,146,053円
令和4年度	18町内会	26箇所	1,865,784円

7 ごみ処理予算

令和5年度当初予算額 ※人件費除く

(単位:千円)

清掃行政全体予算額	1, 478, 808
○環境衛生推進費（環）	3, 704
○清掃事業推進費（資）	37, 750
○最終処分場整備費（資）	6, 209
○湖南広域行政組合負担金（資）	77, 636
○ごみ収集費（資）	628, 882
○ごみ減量化対策推進費（資）	29, 238
○クリーンセンター管理運営事業費（資）	695, 389

(資) 資源循環推進課 (環) 環境政策課

8 ごみ処理施設

(1) 草津市立クリーンセンター

草津市的一般廃棄物の中間処理施設として、昭和52年から供用を続けてきたクリーンセンターは、約40年にわたって稼働してきましたが、老朽化により平成27年度から新クリーンセンターの更新整備工事をスタートし、平成30年3月16日から供用を開始しました。

施設名	形式	能力	備考
ごみ焼却処理施設	ストーカ方式	127t／日	平成30年3月新設
プラスチック圧縮梱包処理施設	油圧プレス方式	9t／5h	平成17年3月新設
粗大ごみ・破碎ごみ処理施設	破碎・選別方式	4.5t／5h	平成30年3月新設
ペットボトル圧縮梱包処理施設	油圧プレス方式	1.5t／5h	平成30年3月新設
びん類選別ライン	ライン方式	4t／5h	平成30年3月新設
陶器・ガラス類選別ライン	ライン方式	3.8t／5h	平成30年3月新設

(2) 草津市処分場

草津市の廃棄物の処分場として設置しておりましたが、現在は廃止され、処分場跡地として令和2年11月24日に指定されております。

施設名	住所	埋立面積
草津市処分場	草津市御倉町110番地	16, 374m ²

現在は、焼却灰やリサイクルできない廃棄物をクリーンセンターで埋立に適した状態に処理して、大阪湾の最終処分場に搬出しています。

9 ごみ問題を考える草津市民会議

市民生活に密着したごみ問題について、各学区地区の代表をはじめ多くの市民の参画を得て、ごみの減量とリサイクル等を進めるため、平成2年10月に発足しました。

(構成) 各学区地区代表者、各種団体の代表者、事業者、一般公募市民等で構成

(組織) 会長（1名）・副会長（2名）・監事（2名）

○部 会・3R推進部会、地域環境部会、段ボールコンポスト部会

(活動内容) 令和4年度実績・ごみ問題を考えるセミナーの開催（6月、11月）、エコライフフェア草津2022（9月）、市内散在性ごみ一斉清掃（11月）、

広報誌「ごみジャーナル」(年1回)、
その他市民への啓発等
(事務局) 資源循環推進課内

10 ごみ減量、リサイクル実績

(1) 資源回収の実績

(単位: t)

年度	資源回収の実績					合計
	実施団体数	段ボール	新聞	雑誌	繊維類	
平成24年度	206	991	2,307	828	238	4,364
平成25年度	201	1,080	2,403	830	238	4,551
平成26年度	200	1,087	2,251	799	229	4,366
平成27年度	195	1,027	2,099	782	238	4,146
平成28年度	197	808	1,968	785	213	3,774
平成29年度	202	802	1,806	766	219	3,593
平成30年度	195	785	1,675	728	213	3,401
令和元年度	194	759	1,492	737	209	3,197
令和2年度	195	727	1,092	684	83	2,586
令和3年度	185	695	1,026	613	132	2,466
令和4年度	178	586	893	541	118	2,138

(2) 生ごみ処理容器購入費補助実績

年度	生ごみ処理容器購入費補助実績	
	補助件数	補助金合計
平成24年度	33件	353,100円
平成25年度	38件	340,400円
平成26年度	37件	389,700円
平成27年度	33件	363,100円
平成28年度	19件	218,600円
平成29年度	30件	346,200円
平成30年度	28件	306,400円
令和元年度	25件	274,100円
令和2年度	26件	314,800円
令和3年度	56件	611,600円
令和4年度	55件	565,700円

(3) 段ボールコンポストの販売実績

年度	段ボールコンポスト販売実績	
	販売個数	売上合計
平成27年度	82個	41,000円
平成28年度	147個	73,500円
平成29年度	160個	80,000円
平成30年度	100個	50,000円
令和元年度	55個	27,500円
令和2年度	86個	43,000円
令和3年度	121個	60,500円
令和4年度	123個	61,500円

(4) 収集したごみの中間処理資源化量

(単位: t)

年 度	金 属	びん	プラスチック	ペットボトル	乾電池 蛍光管	破碎 不燃物等	古紙	小型 家電	家具 リサイクル	合計
平成 24 年度	468	785	1,027	273	35	13	1,369			3,970
平成 25 年度	451	785	1,000	270	34	13	1,337			3,890
平成 26 年度	485	768	959	256	32	12	1,297			3,809
平成 27 年度	530	807	947	250	35	0	1,312			3,881
平成 28 年度	517	758	904	255	31	0	1,260			3,725
平成 29 年度	518	743	891	247	30	0	1,157			3,586
平成 30 年度	610	608	928	245	36	0	1,116	119	1	3,663
令和元年度	699	661	931	276	35	0	1,087	137	1	3,827
令和 2 年度	789	716	1,004	288	37	0	1,226	141	1	4,202
令和 3 年度	701	706	1,001	303	34	0	1,253	131	0	4,129
令和 4 年度	597	665	969	322	37	0	1,233	122	1	3,946

平成 23 年 10 月から、新たに古紙類の行政回収を始めました。

破碎不燃物等（硬質プラスチック等）のリサイクルは、再資源化業者の受け入れ停止に伴い、平成 26 年度で終了しました。

小型家電リサイクル法の施行に伴い、平成 30 年 4 月から小型家電の認定引取業者に引渡し、再資源化しております。

(5) 資源化率 ((資源回収量+中間処理資源化量) / ごみ発生量)

(単位: t)

年 度	ごみ処理量 ①	資源回収量 ②	ごみ発生量 ③=①+②	中間処理 資源化量④	資源化量 ⑤=②+④	資源化率 (%) ⑤/③
平成 24 年度	38,496	4,364	42,860	3,970	8,334	19.4
平成 25 年度	38,795	4,551	43,346	3,890	8,441	19.5
平成 26 年度	38,210	4,366	42,576	3,809	8,175	19.2
平成 27 年度	37,873	4,146	42,019	3,881	8,027	19.1
平成 28 年度	39,084 (1,742)	3,774	42,858	4,900 (1,175)	8,674	20.2
平成 29 年度	39,330 (1,628)	3,593	42,923	4,695 (1,109)	8,288	19.3
平成 30 年度	39,914 (1,212)	3,401	43,315	4,900 (1,237)	8,301	19.2
令和元年度	40,440 (1,176)	3,197	43,637	5,132 (1,305)	8,329	19.1
令和 2 年度	39,924 (1,092)	2,586	42,510	5,376 (1,174)	7,962	18.7
令和 3 年度	39,745 (1,055)	2,466	42,211	5,248 (1,119)	7,714	18.3
令和 4 年度	39,260 (1,047)	2,138	41,398	5,018 (1,072)	7,156	17.3

平成 27 年度の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂に伴い、平成 28 年度から市外へのごみの排出量および市内で発生した水草（上記表①かつて内数値）と市外での資源化量および市内で堆肥化した水草（上記表④かつて内数値）を資源化率の算出に計上しております。